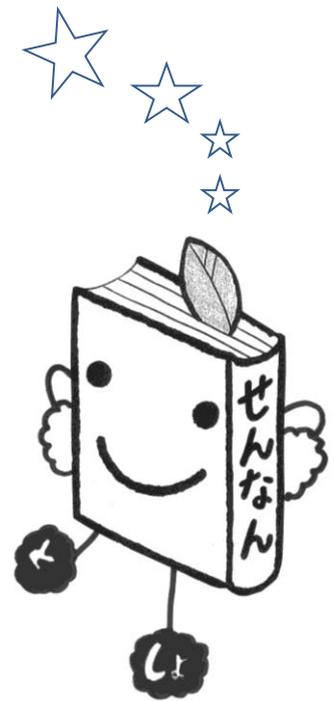


## 第2次泉南市子ども読書活動推進計画

“子どもの心と本を結ぶために”



平成30（2018）年3月

泉南市



## はじめに

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

泉南市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、すべての子どもが豊かな読書活動を行えるよう、平成25年3月に「泉南市子ども読書活動推進計画（第1次）」を策定し、市立図書館をはじめ、家庭、地域、学校・園、関係機関などが連携し、子どもの読書活動を支える体制づくりを行いました。乳幼児期にはじまり、中高生の年代にいたるまで、それぞれの成長や興味に応じ、本と出会い、親しみ、さらに子どもが自主的に本を読みたくなるよう、様々な場所で多様な取組を展開してまいりました。

しかしながら近年、新たな情報メディアの急速な普及や家庭環境の多様化等の影響もあり、特に学齢期の子どもにおいては、学年の上昇に伴い、読書離れ、活字離れが拡大する傾向にあり、全国的な課題になっています。

第2次計画では、このような子どもを取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえるとともに、第1次計画における取組の成果と課題の検証を行い、子どもの読書環境がさらに充実したものとなるよう策定しました。子どもの読書活動を推進するには、周囲の大人が読書の意義を理解・共有し、家庭、地域、学校・園、関係機関などが連携・協力することが不可欠です。今後とも引き続き、市民の皆様や関係団体の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会委員の皆様をはじめ、数々の貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

泉南市長 竹中 勇人

## 目 次

第1章	「第2次泉南市子ども読書活動推進計画」の概要	1
1	子どもの読書活動の意義	1
2	計画の目的と位置付け	2
3	基本方針	4
4	対象	4
5	計画実施期間	4
6	「第2次泉南市子ども読書活動推進計画」体系図	5
第2章	子どもの読書活動の成果と課題、今後の取組	6
1	乳幼児期における読書活動の推進	6
2	学齢期における読書活動の推進	11
3	市立図書館における読書活動の推進	19
4	子ども読書活動推進計画の実現をめざして	23
	第2次泉南市子ども読書活動推進計画（イメージ図）	25
資料	子どもの読書活動の推進に関する法律	26
	泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会規則	28
	泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱	29
	泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会名簿	31

# 第1章 「第2次泉南市子ども読書活動推進計画」の概要

## 1. 子どもの読書活動の意義

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、理解力、表現力を養うとともに、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体験し、さらなる知的探究心や真理を求める態度が培われます。また、読書は、自由で自主的で、きわめて個人的な営みであり、自分の心を自由に解放できる魅力もあります。自分を愛し、他者を理解し、明日を信じ、未来を切り開き、「生きる力」につながります。

このように、子どもの読書は、単に知識や教養を身につけるだけのものではなく、個性や趣味、考え方に影響を及ぼし、その後の人格形成に大きく関わってゆき、健やかな成長に寄与します。

近年、インターネット、スマートフォンなどの情報メディアが急速に普及してきました。利便性が高まった反面、情報機器の長時間使用による健康被害や読書離れ、活字離れの拡大などが、全国的に問題になっています。読書離れ、活字離れに伴い、子どもが自ら課題を見つけ、考え、解決する力や読解力、表現力が低下し、それに伴う学力の低下も懸念されています。情報化社会においては、本に限らず、さまざまな媒体による情報の中から、必要な情報を読み取り、活用する力の育成が求められています。

また、急激な社会変化によって、子どもを取り巻く家庭環境が多様化し、生活環境や人間関係も大きく変化しており、子どもの読書習慣の形成も厳しさを増しています。読書習慣は、自然と身につくものではなく、子どもの身近に本がある環境を整え、周囲の大人が読書の楽しみを伝えていくことがとても大切です。子どもが読書の楽しみを知り、主体的に読書をする習慣を身に付け、健やかに成長することは、保護者の願いであるのみならず、社会全体の願いであり、責務です。そのために、泉南市は、家庭、地域、学校・園、関係機関などが連携して、子どもの読書活動の推進に積極的に取り組みます。

#### 【「読書」に対する国の考え方】

読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、推進法第2条や文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものとして、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）」から抜粋

## 2. 計画の目的と位置付け

泉南市では、平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成25年3月に「泉南市子ども読書活動推進計画（第1次）」を策定し、市立図書館をはじめ、家庭、地域、学校・園、関係機関などが連携し、あらゆる機会と場所において子どもの読書活動の推進に向けた施策に取り組んでまいりました。「第2次泉南市子ども読書活動推進計画」は、これまでの5年間の取組の成果と課題、諸情勢の変化を検証し、より一層、子どもの自主的な読書活動を推進することを目的として、5年間にわたる新たな推進の方向性と具体的な取組を定めたものです。

なお、策定にあたっては、国の計画「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第1～3次）」及び、大阪府の計画「大阪府子ども読書活動推進計画（第1～2次）」、「文字・活字文化振興法」、読書に関わる法律や施策、動向を踏まえ、「第5次泉南市総合計画」を上位計画とし、「泉南市教育振興基本計画」などの関連計画との整合を図っています。

国や大阪府、泉南市における、子どもの読書活動の推進に関する動き

	国	大阪府	泉南市
平成 12 年 2000 年	子ども読書年		
平成 13 年 2001 年	「子どもの読書活動の 推進に関する法律」		
平成 14 年 2002 年	「子どもの読書活動の 推進に関する基本的な 計画（第 1 次）」		
平成 15 年 2003 年	12 学級以上の学校に 司書教諭の配置義務付 け	「大阪府子ども読書活 動推進計画（第 1 次）」	
平成 17 年 2005 年	「文字・活字文化振興 法」		
平成 20 年 2008 年	「子どもの読書活動の 推進に関する基本的な 計画（第 2 次）」		
平成 22 年 2010 年	国民読書年		
平成 23 年 2011 年		「第 2 次大阪府子ども 読書活動推進計画」	
平成 25 年 2013 年	「子どもの読書活動の 推進に関する基本的な 計画（第 3 次）」		「第 5 次泉南市総合計 画」 「泉南市子ども読書活動 推進計画（第 1 次）」
平成 26 年 2014 年			「泉南市子ども読書活動 推進連絡会」設置
平成 27 年 2015 年	「学校図書館法」改正 学校司書の法的位置付 け		学校司書配置
平成 28 年 2016 年		「第 3 次大阪府子ども 読書活動推進計画」	
平成 30 年 2018 年			「第 2 次泉南市子ども読 書活動推進計画」

### 3. 基本方針

泉南市のすべての子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)が、家庭、地域、学校・園、関係機関など、あらゆる機会とあらゆる場所において、読書の楽しさを知り、自主的に読書活動を行うことができるよう、以下の5つを基本方針とし、読書活動の推進に向けた取組を行います。

- ① 子どもが読書に親しむ機会の提供  
乳幼児期から、子どもの成長や発達段階に応じて、継続的に読書に親しむ機会の提供に努めます。
- ② 図書資料の充実など、読書環境の整備  
家庭、地域、学校・園、関係機関など、子どもたちの身近に、いつでも魅力のある本に出会えるよう環境整備を進めます。
- ③ 子どもの読書に関わる人材の育成  
子どもが本と出会い、豊かな読書活動を行うには、子どもと本との橋渡し役の大人が大きな役割を担います。その人材の育成と、資質向上をめざします。
- ④ 普及・啓発活動  
市民一人ひとりが、子どもの読書活動の意義や重要性について、理解と関心を深めるため、あらゆる媒体や機会を通して、普及・啓発活動を行います。
- ⑤ 関係機関の連携、及び推進体制の構築  
あらゆる場で、それぞれが読書活動の推進に向けた役割を果たすことはもとより、相互に連携、協力し、より一層の成果があげられるよう推進体制を構築します。

### 4. 対象

この計画の対象は、子どもと、子どもを取り巻く大人や関係機関とします。

### 5. 計画実施期間

平成30年度から平成34年度までのおおむね5年間の取組とします。

## 6. 「第2次泉南市子ども読書活動推進計画」体系図

基本方針	施策項目	取組内容	
<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> </p> <p style="text-align: center;">           子どもが読書に親しむ機会の提供            図書資料の充実など、読書環境の整備            子どもの読書に関わる人材の育成            普及・啓発活動            関係機関の連携、及び推進体制の構築         </p>	1. 乳幼児期における読書活動の推進	①保健センター	◆絵本コーナーの充実 ◆読み聞かせの充実、普及・啓発
	②地域子育て支援センター	◆絵本コーナーの充実 ◆読み聞かせの充実、普及・啓発 ◆共催事業の継続・拡充	
	③保育所（園）、認定こども園、幼稚園、子ども総合支援センター	◆絵本などの充実 ◆読み聞かせの充実、普及・啓発 ◆家庭での習慣づくり	
	④社会教育施設	◆読書を取り入れた事業の充実 ◆図書コーナーの充実	
	⑤地域	◆絵本などの充実、読書活動の推進	
	2. 学齢期における読書活動の推進	①小・中学校	◆学校図書館の資料や設備の充実 ◆読書習慣の確立、読書指導の充実 ◆家庭や地域との連携、普及・啓発 ◆学校司書の配置の拡大 ◆学校図書館担当者の専門性の向上と読書活動推進体制の構築
	②高等学校	◆読書活動の推進	
	③社会教育施設	◆読書を取り入れた事業の充実 ◆図書コーナーの充実	
	④地域	◆ボランティア活動の推進	
	3. 市立図書館における読書活動の推進	—	◆図書館資料の充実、展示の工夫 ◆読書活動に障害のある子どもへの支援 ◆外国にルーツのある子どもへの支援 ◆子育て支援事業の拡充 ◆読書に関心のない子どもへの啓発、行事の充実 ◆自動車図書館の効果的な運営 ◆大人対象の講座開催、資料の充実 ◆団体サービスの拡充 ◆地域のボランティアの支援 ◆関係機関との連携、普及・啓発 ◆司書の専門性の向上
	4. 子ども読書活動推進計画の実現をめざして	—	◆普及・啓発活動 ◆推進体制の整備と評価点検 ◆財政上の措置

## 第2章 子どもの読書活動の成果と課題、今後の取組

### 1. 乳幼児期における読書活動の推進

#### ①保健センター

##### 〈成果〉

保健センターでは、ロビーに絵本コーナーを設置したり、4か月健診のなかにブックスタートを組み込んだりして、乳幼児と保護者が絵本とふれあえる機会を提供しました。受診率の高い4か月健診での、ブックスタート事業の取組は、大変効果的です。健診に参加できなかった家庭には、後日保健師が訪問した際にブックスタートの絵本を届けるなどし、読書環境の充実に努めました。

また、その他の健診やはじめてのままサロンの時には、関係機関と連携し絵本の読み聞かせや絵本講座の実施、市立図書館発行のブックリストの配布などを行い保護者への普及・啓発に努めました。

##### 〈現状と課題〉

絵本コーナーは、健診などの待ち時間に自由に絵本を楽しめる親子の居場所となっていますが、修理が必要な絵本もあり、維持管理を継続して行える体制が課題です。

##### 〈今後の取組〉

絵本コーナーの充実	傷んだ本の修理など、絵本コーナーの充実に努めます。
読み聞かせの充実、普及・啓発	関係機関と連携し、各健診や教室で読み聞かせを行い、保護者に絵本の楽しさや家庭での読書の大切さを伝えるよう、普及・啓発を行います。

#### ②地域子育て支援センター

##### 〈成果〉

地域子育て支援センターは、「ひだまり」を中心として、「ほかほか」、「アンジュミニヨン」、「プチひまわり3rd」が4中学校区に1か所ずつ設置され、地域子育て支援拠点として事業を展開しています。互いの事業の交流や、拠点地会議などを通して連携を深めています。環境やスペースなど、それぞれ異なりますが、子育て中の保護者に絵本を楽しんで欲しいという思いは一緒で、各センターで絵本コーナーの設置や読

み聞かせの実施など、絵本に親しむための取組を行いました。また、職員は絵本の講座などに参加し、保育の中で読み聞かせの実践に活かしました。

「ひだまり」では、市立図書館の出張おはなし会を継続して利用し、子どもや保護者がいろいろな絵本にふれる機会を増やしました。

#### 〈現状と課題〉

\*未就園児の保護者は、就園児の保護者に比べ読書の大切さを伝える機会が少なくなりがちです。いろいろな機会を利用した積極的な普及・啓発が必要です。

#### 〈今後の取組〉

絵本コーナーの充実	絵本コーナーの充実に努めます。
読み聞かせの充実、普及・啓発	職員は、読み聞かせや読書指導などの研鑽に努め、保護者に読書の大切さを伝えるために、各事業の中で絵本の読み聞かせなどの活動を充実します。
共催事業の継続・拡充	市立図書館との共催事業の継続・拡充に努めます。

### ③保育所（園）、認定こども園、幼稚園、子ども総合支援センター

#### 〈成果〉

絵本については、毎年度、新刊の購入や傷んだ本の買い替えを行っています。絵本コーナーの設置や玄関ホールを利用した展示等、園児や保護者が本に接する環境整備に努めました。行事やテーマの本、多言語の絵本などについては、市立図書館の団体貸出などを利用し、資料の充実を図りました。

園児への読み聞かせについては、おはなし会やお昼寝の前などの時間に、絵本や紙芝居を読んでいます。カリキュラムに絵本を組み込むなど、読む機会を増やし、読み聞かせの充実を図っている園もあります。園に来てはじめて絵本の読み聞かせというものに触れ、図書館に行くようになったという家庭もあり、家庭での読書の普及につながりました。

また、地域のボランティアや保護者の協力を得て、読み聞かせをしている園が増加し、読書活動ボランティアとの連携が拡大しました。

外国にルーツのある園児については、市立図書館や泉南市在日外国人教育研究協議会から母国語の絵本を借りて、保育の中で多言語の絵本を取り入れている園もあります。家庭へ絵本の貸し出しをすることもあり、保護者の方も母国語の絵本を喜んでおられます。

一人ひとりの発達に応じて絵本に興味を持てるように、絵本選びや集中できる環境づくりをし、読み聞かせを行いました。また、職員は、読み聞かせや読書指導などの研修に参加して情報を得たり、読み方の勉強をしたりして資質の向上を図りました。

保護者への取組として、園だよりやクラス便りの中でおすすめの絵本やおはなし会で読んだ本などを紹介しています。園児の感想もいれて紹介している園もあります。また、来園時を利用した保護者も含めた読み聞かせ、絵本講座など、それぞれの園で、工夫した取組を行い、絵本の楽しさを保護者にも知ってもらいました。家庭への絵本の貸出を定期的に行っている園や、月刊絵本を購入している園もあり、家庭での読書の機会が増えました。

【「幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進」に対する国の考え方】

子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。

あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。

また、異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

なお、平成24年8月に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部を改正する法律が成立したことにより、新たに幼児期の学校教育・保育を行う施設として位置付けられた幼保連携型認定こども園においても、幼稚園、保育所と同様に幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実することを促す。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）」から抜粋

〈現状と課題〉

\*絵本については、ほとんどの施設が絵本コーナーの設置やクラスに絵本を置くなど、園児だけでなく保護者にも楽しんでもらえる展示を工夫しています。絵本コーナーの整理の時間が取れず、維持管理が難しい園もあります。今後は、各クラスに必要な本や園児数に応じた本の充実が課題です。

\*家庭で親子で読書を楽しむ習慣づくりのため、週末などを利用して絵本の貸出を行っ

ていますが、保護者が忙しかったり、自分で読めるからと読んでもらえなかったり、家庭での読書につながっていないケースが増加しています。保護者への啓発が必要です。

#### 〈今後の取組〉

絵本などの充実	新刊の購入や傷んだ本の買い替えを行うとともに、市立図書館の団体貸出を利用するなど、絵本や保護者向けの資料の充実を図ります。
読み聞かせの充実、普及・啓発	職員は、読み聞かせや読書指導の研鑽に努め、地域のボランティアや保護者等の協力を得て、子どもが絵本や物語に親しむ活動を充実します。 絵本講座の開催や絵本だよりの発行など、絵本の楽しさを保護者にも知ってもらう取組を行います。
家庭での習慣づくり	定期的な絵本の貸出などを通じて、家庭での読書の習慣づくりをすすめます。

#### ④社会教育施設

##### 〈成果〉

青少年センター、樽井公民館、埋蔵文化財センターでは、地域の子どもの居場所づくりや子育て支援などの事業のなかで、絵本の読み聞かせや出張図書館の活用などを行いました。関係機関や地域のボランティアと連携し、いろいろな場所、いろいろな事業において、子どもが本と触れあう機会の充実を図ることができました。

##### 〈現状と課題〉

社会教育施設は、地域の子どもの居場所となっており、引き続き、あらゆる機会を通じて、子どもと本をつなぐ活動を行い、読書活動の推進を図ることが課題です。

### 〈今後の取組〉

読書を取り入れた事業の充実	各事業のなかで、子どもと本をつなぐ活動を取り入れるとともに、市立図書館司書の派遣や出張貸出などを活用した、連携事業を行います。
図書コーナーの充実	各施設は、市立図書館の団体貸出やリサイクル資料などを活用し、図書コーナーの充実を図ります。

## ⑤地域

### 〈成果〉

地域の子育てサロンでは、子育て中の保護者同士が気軽に交流できる場として、集会所などを利用し、各サロンに応じて遊びや紙芝居、絵本の読み聞かせなどを実施しています。

地域文庫では、ボランティアの方々が、本のある遊び場としてわらべうたや絵本の読み聞かせなどのほか、本の貸出や情報交換を行い、家庭読書の拡大に貢献しました。また、地域のボランティアが、保育所（園）、認定こども園、幼稚園などと連携し、おはなし会を行うなど、子どもの成長に応じて読書に親しむ機会の提供に努めました。

### 〈現状と課題〉

\*子育てサロンや地域文庫は、各地区の親子の大切な居場所として、絵本の読み聞かせなどが多く取り入れられています。それぞれの活動に応じた、乳幼児向けの絵本や紙芝居、大型絵本などの充実が課題です。

### 〈今後の取組〉

絵本などの充実、読書活動の推進	子育てサロンや地域文庫では、市立図書館と連携し、絵本や紙芝居の充実に努めるとともに、地域のボランティアが園などと連携し、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ります。
-----------------	---

## 2. 学齢期における読書活動の推進

### ①小・中学校

#### 〈成果〉

小・中学校においては、平成27年度から複数校の兼務の学校司書が配置されたのは、大きな成果です。これにより、学校図書館の開館時間が拡大し、読み聞かせの実施や本の紹介、展示の工夫、利用指導、図書書の整理等、さまざまな業務が実施され、児童生徒にとって利用しやすい学校図書館の整備がすすみました。また、教職員への資料支援、図書委員会の活動の活性化も図られました。

ボランティアやPTAによるおはなし会の実施や、市立図書館から調べ学習用やクラス文庫用資料の団体貸出を活用している学校も多く、さまざまな形で読書活動の推進に向けた取組が実施されました。

#### 【「学校における子どもの読書活動の推進」に対する国の考え方】

##### 子どもの読書活動の推進における学校の役割

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法（昭和22年法律第26号）においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されている。

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められる。また、平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められている。このように、全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえ、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが求められる。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）」から抜粋

#### 〈現状と課題〉

学校教育は、児童生徒の確かな学力を育てるとともに、言語活動や探究学習、読書などの活動を通じて、豊かな人間性を培うことが求められています。こうした教育の実践の中で、学校図書館は「読書センター」や「学習・情報センター」としての役割に加えて、児童生徒の居場所や交流の場所としての役割を担っています。これらの役割を果たすことが必要です。近年、児童生徒の家庭環境は多様化しており、児童生徒が長い時間を過ごす学校教育における読書活動の推進の役割は増しているといえます。学齢期における課題は、以下のとおりです。

## \*読書活動

全国的な傾向ですが、本市においても、平成28年度全国学力・学習状況調査(13 ページ)の結果によると、中学生になると、不読率が上昇しています。低学年からの読書習慣の確立や、読書の幅が広がる読書指導の充実など、あらゆる場所や機会において、児童生徒が本や読書に興味を持つ取組を実施することが課題です。

## \*学校図書館の資料や設備の充実

学校図書館の資料数が学校図書館図書標準を満たしていない学校や、各教科の授業や調べ学習に対応できる資料を揃えることが難しい学校もあり、質・量ともに学校図書館の資料の充実が課題です。次期学習指導要領では、課題の発見・解決に向けた主体的・対話的で深い学びによる授業が取り入れられることから、学校図書館においては、探究的な学習や調べ学習に対応するために、世の中の新しい動きや幅広い考えに触れられる新聞や、さまざまな媒体等、資料や情報の充実がより一層求められています。

また、図書館機能を発揮するための十分なスペースの確保、書架や空調の整備、立地の問題など、設備面での課題を抱えている学校も多いのが現状です。

## \*学校図書館を活用した読書指導

小学校には、毎週「図書の時間」があり、多くの児童が授業の中で学校図書館との関わりがあるのに対し、中学校では、生徒個人の興味や関心によって学校図書館との関わりに大きな差があるのが現状です。小・中学校ともに、学校図書館での授業や教科と関連付けた図書館資料の活用を指導計画に盛り込むなど、学校全体で児童生徒の読書活動を推進することが課題です。

## \*司書教諭や学校司書などの学校図書館担当者の人的配置の推進

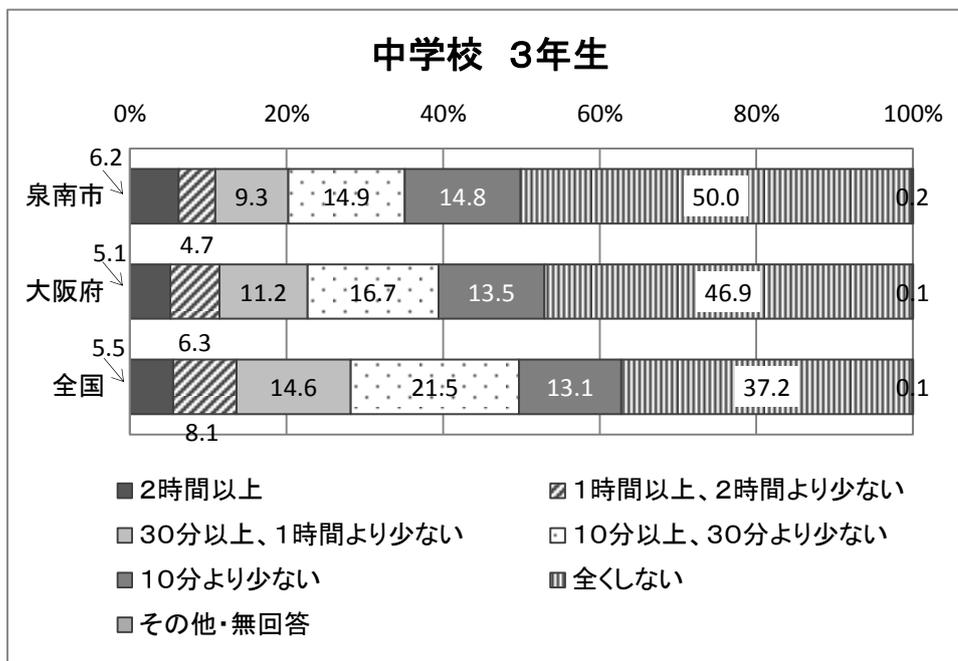
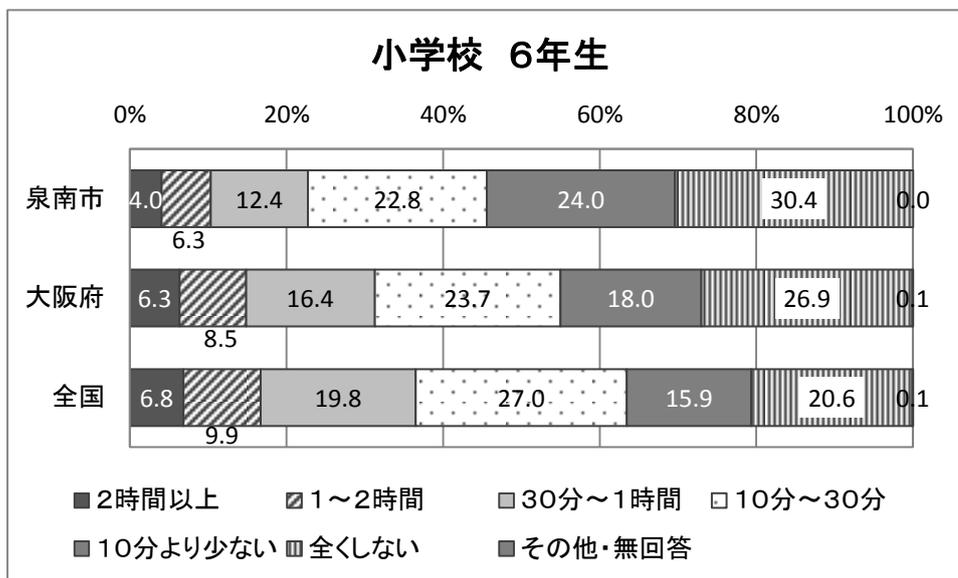
現在、司書教諭と学校司書は、すべての小・中学校に配置されています。

学校司書については、4人で10小学校と4中学校を兼務しており、継続的な活動が難しい状況にあります。各校の実情に沿った取組を行うためには、専任の学校司書の配置が望まれます。また、学校図書館の機能充実や多様な読書活動の推進に向けた取組、教職員への支援を行うための専門性の向上が課題です。

司書教諭については、クラス担任やクラブ活動の顧問をしており、学校図書館の業務に携わる時間を十分に確保できていないのが現状です。各校においては、司書教諭をはじめとした学校図書館担当者、その他の教職員がそれぞれの立場から、読書活動の推進に取り組めるよう、校務分掌の整備を行うことが課題です。

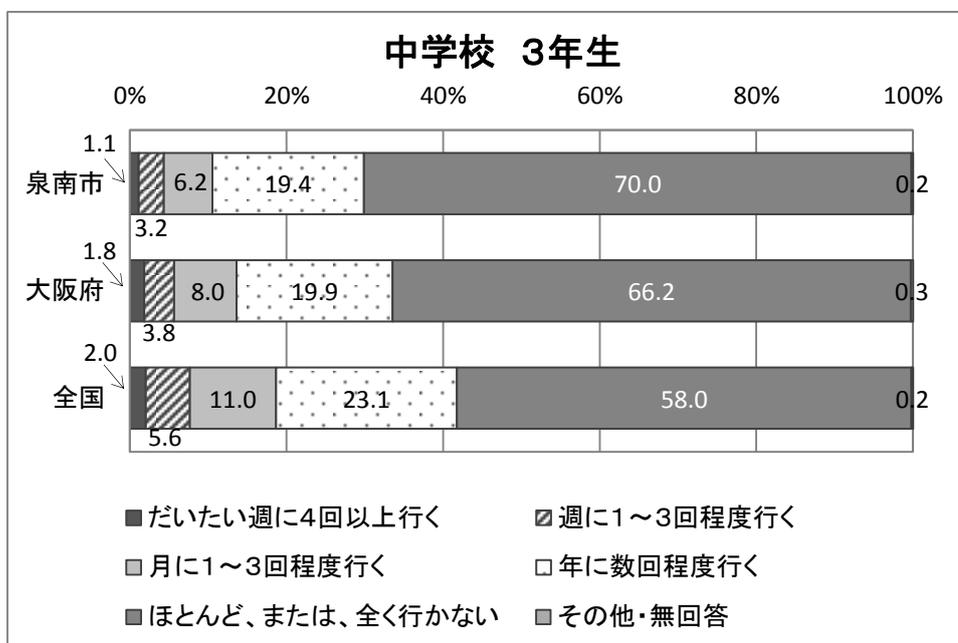
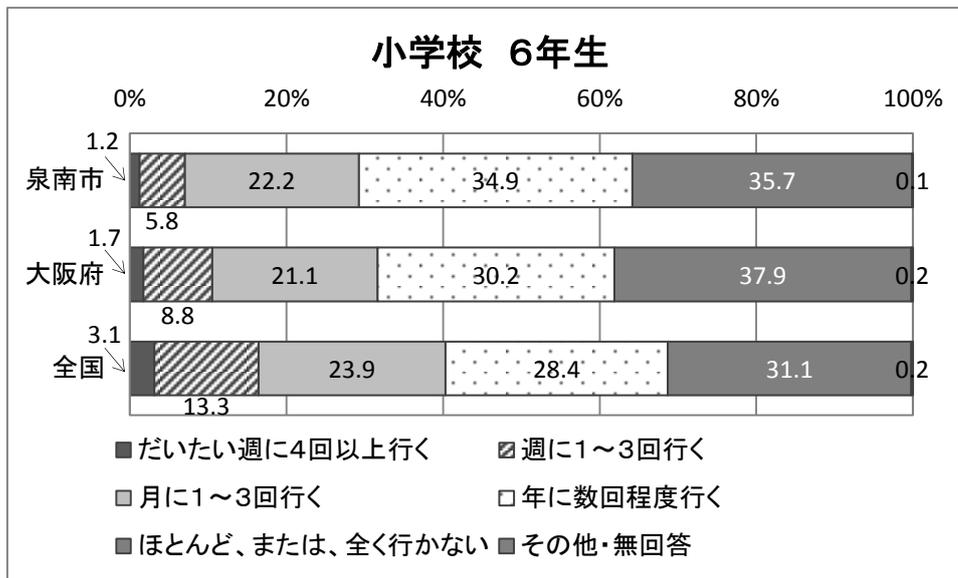
泉南市における児童・生徒の読書活動の状況 「平成28年度全国学力・学習状況調査」

(1) 学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書  
をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌を除く)



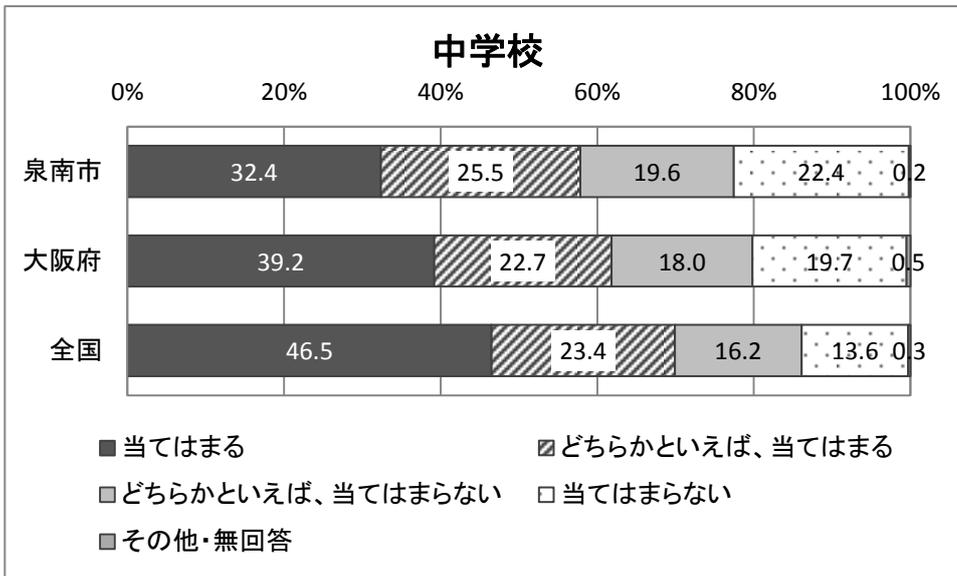
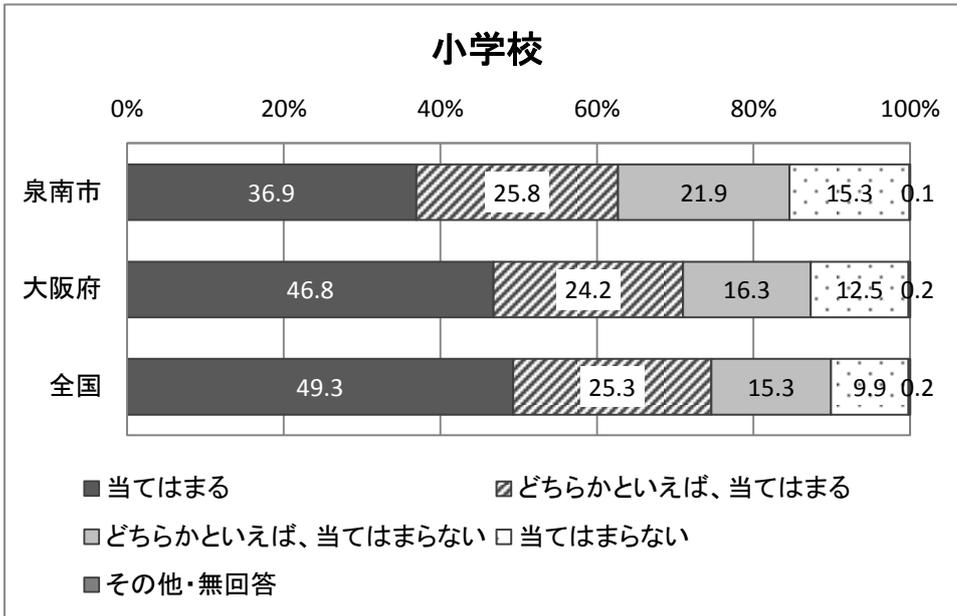
(構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません)

(2) 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌を除く)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか



(構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません)

(3) 読書は好きですか



(構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはなりません)

〈今後の取組〉

<p>学校図書館の資料や設備の充実</p>	<p>資料の購入や除籍を計画的に行い、学校図書館図書標準の達成をめざし、資料の充実を図ります。</p> <p>読書や調べ学習のスペースの確保、書架や空調の整備などを通じて、児童生徒の居場所としての環境づくりに努めます。</p>
<p>読書習慣の確立、読書指導の充実</p>	<p>司書教諭をはじめとした教職員と学校司書が連携・協力し、学校図書館の計画的な利用をすすめ、児童生徒が本に触れる機会を増やし、読書習慣の確立をめざします。</p> <p>探究的な学習や調べ学習、読み聞かせの実施、テーマ展示、読書指導等、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動の充実を図ります。</p>
<p>家庭や地域との連携、普及・啓発</p>	<p>保護者と接する機会や家庭への配布物等を通して、読書の魅力や学校図書館の取組を発信し、家庭での読書の推進に努めます。</p> <p>ボランティアやPTAなどの地域の人材を活用し、おはなし会の開催など、読書環境の充実を図ります。</p>
<p>学校司書の配置の拡大</p>	<p>専任の学校司書の配置に努め、司書教諭と連携のもと、学校図書館の機能の充実を図ります。</p>
<p>学校図書館担当者の専門性の向上と読書活動推進体制の構築</p>	<p>学校司書の専門性の向上と、司書教諭をはじめとする教職員の読書に関する指導力の向上に努めます。それぞれの立場から読書活動の推進に取り組めるよう、校務分掌の整備及び、市立図書館も含めた学校内外の協力・連携体制づくりをめざします。</p> <p>学校図書館担当者会議などを通して、さまざまな立場から読書推進に関する取組の研究や情報交換を行い、推進体制の強化に努めます。</p>

## ②高等学校

### 〈成果、現状と課題〉

府立高等学校や支援学校高等部は、市立図書館との関わりが少ないのが現状です。

市内に在住・在学する高校生などの年代は、市立図書館が生活の動線にない場合が多く、また、興味や関心の広がりから、読書から遠ざかりぎみになりやすい時期でもあるので、市立図書館は、図書館を訪れるきっかけとなる行事の開催、<sup>ヤングアダルト</sup> Y A コーナーや仕事コーナーの充実、新着案内などの情報提供などを積極的に行う必要があります。

### 〈今後の取組〉

読書活動の推進	さまざまな機会を通じて、学校図書館や市立図書館を活用した読書活動の推進に努めます。
---------	---

## ③社会教育施設

### 〈成果〉

青少年センター、樽井公民館、埋蔵文化財センターには、来館した子どもが自由に読書を楽しむことができる図書コーナーがあります。また、青少年センターでは、読み聞かせ講習会を開催し、読書ボランティアの育成・支援に努めています。各施設では、行事の開催時に、市立図書館の関連資料の紹介や出張貸出、自動車図書館の特別巡回を活用して、本に触れあうきっかけづくりをすることもあります。特に、公民館では、市立図書館との共催事業を毎年行っています。

### 〈現状と課題〉

社会教育施設は、地域の子どもの居場所となっており、引き続き、あらゆる機会を通じて、子どもと本をつなぐ活動を行い、読書活動の推進を図ることが課題です。

### 〈今後の取組〉

読書を取り入れた事業の充実	各施設は、あらゆる機会を利用して、子どもと本をつなぐ活動を取り入れるとともに、市立図書館司書の派遣や出張貸出などを活用した、連携事業を行います。
---------------	--

図書コーナーの充実	各施設は、市立図書館の団体貸出やリサイクル資料などを活用し、図書コーナーの充実を図ります。
-----------	---

#### ④地域

##### 〈成果〉

地域では、子どもの読書に関わるボランティアが、学校などでのおはなし会の開催や学校図書館の整備、家庭文庫の運営など、さまざまな形で活動しています。多くの子どもたちに、読書の楽しみを届けたいとの願いで続けられているこれらの活動は、本市における子どもの読書活動の推進に大きく貢献しています。

##### 〈現状と課題〉

さまざまな場所や機会でも継続した活動ができるよう、市立図書館などと連携して、読み聞かせをはじめとした、子どもと本をつなぐ活動の充実と、新たな人材や指導的な立場のボランティアの育成など、ボランティア活動に広がりが見られるようにすることが課題です。

##### 〈今後の取組〉

ボランティア活動の推進	市立図書館などと連携して、人材の育成を行うとともに、さまざま場や機会において、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ります。
-------------	--

### 3. 市立図書館における読書活動の推進

#### 〈成果〉

市立図書館では、子どものさまざまな興味や関心、ニーズにこたえ、また、学校などの団体貸出に対応するため、毎年、各年齢に応じた幅広い資料を収集し、108,030冊（平成28年度末現在）の児童書を所蔵しています。あらたに多言語の絵本や<sup>エルエル</sup>ししブック（やさしく読める本）、ボランティア製作のさわる絵本を受け入れ、資料の充実を図りました。

子どもが本に親しむ行事や各種講座の開催については、ボランティア団体と共催のおはなし会をはじめ、他団体と連携した事業など、幅広い行事を開催することができました。また、平成27年度から、市立図書館が子どもの居場所として、より利用しやすい場所になることをめざして、ジュニア司書クラブの活動を開始しました。子どもの意見やアイデアが、行事や展示企画など、さまざまな分野に活かされました。

また、小・中学校に学校司書が配置されたことや、読書ボランティアによるおはなし配達、団体への移動図書館の巡回、クラス用のセット貸出などを通して、児童書の団体貸出の利用が増加しました。学校司書研修会に市立図書館司書も参加し、情報共有や意見交換などを通して、学校との連携が強化できたことも大きな成果です。

乳児と保護者に対しては、保育子育て支援課、保健推進課、地域のボランティアと協力し、保健センターで実施している4か月児健診時に、絵本の読み聞かせ、絵本の配布、子育て情報の提供と市立図書館の利用案内を行うブックスタート事業を、平成15年9月から継続して取り組んでいます。0歳児の図書館利用につながるとともに、保護者に絵本を介してゆっくり子育てを楽しんでもらう、子育て支援の大切な取組のひとつとなりました。

#### 【「図書館における子どもの読書活動の推進」に対する国の考え方】

##### 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。

さらに、図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や、多様なボランティア活動等の機会や場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められている。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第3次）」から抜粋

## 〈現状と課題〉

市立図書館は、本市における子どもの読書活動推進の中心的役割を担っています。幅広い図書館資料の充実・提供、行事や講座の開催、学校・園や関係機関、ボランティアなどとの連携が求められています。市立図書館の読書活動における課題は、以下のとおりです。

### \*幅広い資料の充実

年々、児童書の購入冊数は、減少傾向にあり、調べ学習のための資料や読み物の複本購入が充分に行えていないのが現状です。あらゆる場所や機会において、子どもの読書活動の推進に向けた多様な取組を行うには、豊かな図書館資料が必要です。学校への調べ学習支援やクラス文庫用の長期にわたる団体貸出に対応するために、質・量ともに資料の充実を図ることが課題です。

### \*支援が必要な子どもの読書

読書活動に障害がある子どもは、読書に親しむ機会が少なくなりがちです。支援学校や支援学級と連携して、一人ひとりの子どもの興味、関心に応じて本との出会いの機会を確保することが大切です。点字図書や録音図書、さわる絵本、LLブックなどの幅広い資料を収集し、各種資料の普及に努め、学校などの団体と連携して提供することが課題です。

外国にルーツのある子どもも、読書に親しむ機会が少なくなりがちです。本市の実情に沿った多言語資料を収集し、学校などの団体と連携して提供することが課題です。

### \*読書離れが拡大する中高生世代の読書

市立図書館では、おもに中高生世代向けの資料を集めた<sup>ヤングアダルト</sup> Y A コーナーを設置しています。興味や関心の広がり、個人的好みが明確になり、クラブ活動や受験などで忙しい時期をむかえるこの世代は、本を読む子・読まない子が両極化してしまう傾向があります。中学校や高等学校と連携し、ニーズの把握に努め、市立図書館の蔵書構成や行事などに活かし、「行ってみたい！」と思わせる図書館づくりが課題です。

### \*団体サービスの拡充

社会見学や園外保育、職業体験学習は、ほとんどの学校や園が利用しています。子どもたちが図書館を利用するきっかけとなる大切な活動でもあり、未実施の学校や園への積極的な広報が課題です。

団体貸出については、調べ学習用の資料等、同時期に同じテーマが集中する傾向があり、すべての団体に満足いく冊数を提供できていないのが課題です。

図書館のウェブサイト内に団体サービスのページを作成し、各種サービスの情報発信に努めています。

〈今後の取組〉

<p>図書館資料の充実、展示の工夫</p>	<p>子どもの「知りたい」、「読みたい」というさまざまな興味、関心にこたえるため、各年齢に応じた資料の充実を図るとともに、利用しやすい棚の配置や展示などの工夫をします。</p>
<p>読書活動に障害のある子どもへの支援</p>	<p>点字資料、LLブックなどの幅広い資料の収集、提供、及び普及に努めます。引き続き「さわる絵本」の製作に取り組みます。また、学校や関係機関などと連携して、求められる資料が子どもに届くよう努めます。</p>
<p>外国にルーツのある子どもへの支援</p>	<p>本市の実情に沿った多言語資料の収集、提供、及び普及に努めます。また、学校や関係機関との情報共有により、子どもの発達や興味関心に応じて、求められる資料が子どもや家庭に届くよう努めます。</p>
<p>子育て支援事業の拡充</p>	<p>関係機関や地域のボランティアと連携、協力して、ブックスタート事業をはじめ、おはなし会や紙芝居会など子どもと保護者がいっしょに楽しめる事業の拡充に努めます。</p>
<p>読書に関心のない子どもへの啓発、行事の充実</p>	<p>読書に関心のない子どもにも、本に興味を持ってもらえるよう、行事などの充実を行います。 読書離れが拡大する中高生については、学校などの団体と連携して、魅力的な蔵書構成や展示企画などに努めます。</p>

自動車図書館の効果的な運営	図書館から遠い地域の子どもにも、等しくサービスを提供できるように自動車図書館の巡回を継続し、関係機関の協力を得て、より効果的な運営に努めます。
大人対象の講座開催、資料の充実	子どもへのサービスだけでなく、保護者や関係者など大人を対象とした講座の開催や資料の充実を図り、子どもの読書について理解と関心を深めてもらうよう努めます。
団体サービスの拡充	<p>保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、関係機関などへの団体貸出やレファレンスサービスの拡充に努め、利便性の向上を図ります。</p> <p>各団体と連携し、園外保育や社会見学等の団体来館の機会の充実を図ります。</p>
地域のボランティアの支援	さまざまな場で、絵本の魅力やおはなしの楽しさを伝える活動をしている地域のボランティアを支援し、交流や情報交換を行います。
関係機関との連携、普及・啓発	関係機関と連携し、館内だけでなく地域に出向く事業を拡充し、新たな利用の促進を図るとともに、普及・啓発に努めます。
司書の専門性の向上	<p>司書の専門研修に参加し、資質の向上を図ります。</p> <p>司書は、常に子どもと子どもの本について学び、子どもと本をつなぐ技術を向上させるとともに、市域全体の読書活動に目を向ける姿勢を持ちます。</p>

#### 4. 子ども読書活動推進計画の実現をめざして

##### (1) 普及・啓発活動

子ども読書の日や、こどもの読書週間、秋の読書週間、文字・活字文化の日、夏休みなどの機会を活かし、多様な事業や取組の企画をするとともに、大人に対しても、読書の魅力や本計画の取組を広く知ってもらえるよう、広報紙、ウェブサイト、各関係機関発行のパンフレットなど、あらゆる媒体を用いて普及・啓発を行い、さらなる活動の推進を図ります。

##### (2) 推進体制の整備と評価点検

この計画を推進するにあたり、家庭、地域、学校・園、関係機関などで共通の理解、認識を持ち、その役割と責任を分かち合って、協働することが重要です。市立図書館が主体となり、相互に連携・協力し、それぞれの取組を効果的に実施するための体制を整備します。

また、「泉南市子ども読書活動推進連絡会」で、本計画の進捗状況の把握及び点検、関係機関相互の連絡調整、連携強化を図り、必要に応じて各取組の再検討や調整を行います。なお、進捗状況の点検には、次ページに掲げた指標を使用します。

##### (3) 財政上の措置

本計画に掲げられた取組を実施するために、必要な財政措置を講じるよう努めます。

## 指標について

第2次泉南市子ども読書活動推進計画の指標を、次のとおり設定します。

指標は、各取組の成果が数値でわかるものとし、進捗状況を把握するため、目標値を設定しています。必要に応じて、見直しを行います。

### 【成果指標】

成果指標	現状 平成28年度	目標値 平成34年度
「読書が好き」な子どもの割合（小学校6年生）	62.7% 〔大阪府平均 71.0%〕	大阪府平均 以上となる
「読書が好き」な子どもの割合（中学校3年生）	57.9% 〔大阪府平均 61.9%〕	

「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）による数値

【活動指標】 5つの基本方針に合わせた指標を設定しています。

- 基本方針
- ① 子どもが読書に親しむ機会の提供
  - ② 図書資料の充実など、読書環境の整備
  - ③ 子どもの読書に関わる人材の育成
  - ④ 普及・啓発活動
  - ⑤ 関係機関の連携、及び推進体制の構築

基本方針	活動指標	現状 平成28年度	目標値 平成34年度
①	ブックスタート実施率	100%	100%
	月に数回以上全校一斉の読書活動を実施している小学校・中学校の割合	小学校 100% 中学校 50%	小学校 100% 中学校 100%
	市立図書館が開催した 子ども対象の事業数	13	20
②	学校図書館図書標準冊数達成校の割合	50%	80%
③	市立図書館が開催した 子どもの読書に関わる大人対象の講座数	4	8
④	保護者に対して絵本の読み聞かせの講座、おすすめ絵本のリスト作成・配布などの取組をしている教育・保育施設の割合（公立・私立）	58%	100%
⑤	社会見学で市立図書館に来館した小学校の割合	70%	100%

# 第2次泉南市子ども読書活動推進計画（イメージ図）

子どもの心と本を  
結ぶために

## 地域

地域のボランティア  
地域文庫、学校・園などでの読み聞かせ、  
学校図書館の整備など

民生児童委員など  
地域子育てサロン など

## 保護者

# 子ども

## 家庭

## 関係機関

## 学校・園など

連携・協力

連携・協力

連携・協力

教育委員会事務局

青少年センター

公民館

埋蔵文化財センター

図書館

保育子育て支援課

地域子育て支援センター

保健センター

高等学校

支援学校

小学校

認定こども園

子ども総合支援センター

中学校

幼稚園

保育所(園)



図書館マスコット  
とこしよ

## 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### （子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会規則

平成24年12月25日教育委員会規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例(昭和46年泉南市条例第11号)第3条の規定に基づき、泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、泉南市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の求めに応じて、泉南市附属機関に関する条例別表第2に掲げる当該担当事務について、協議及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 読書に関するボランティア代表
- (4) 公募による市民
- (5) 行政関係者

(任期)

第4条 委員は、当該事項の協議及び検討が終了したときは、解任されたものとみなす。

2 任期中において、委員が欠けたときは、これを補充することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化振興課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

平成29年6月1日改正

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条の基本理念にのっとり、本市における子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）の策定を円滑にするため、泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、子ども読書活動に関する調査及び研究を行い、計画（案）を策定し、教育委員会へ提示する。

(組織等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者の内から15名以内の者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(オブザーバー)

第4条 委員会は、別表2に掲げる者の内から2名以内のオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会に出席し、専門的な見地から助言を行う。

(委員等の委嘱又は任命)

第5条 前2条に規定する委員及びオブザーバーは、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第6条 委員及びオブザーバーの任期は、委嘱又は任命の日から、委員会がこの要綱に基づく計画（案）を教育委員会へ提示し、受領された時点で終了する。

2 任期中において委員が欠けたときは、これを補充する事ができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

(部会)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

(1) 部会に属する委員は、委員会の中から委員長が指名できる。

(2) 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

(意見等の収集)

第10条 委員会は、幅広い意見等の収集のため、必要に応じ、委員及びオブザーバー以外の関係者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴き、場合によっては資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、泉南市立図書館に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

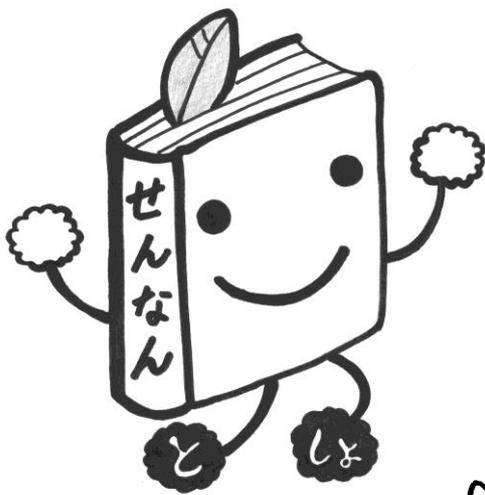
小学校司書教諭代表
中学校司書教諭代表
泉南市PTA協議会代表
幼稚園代表
保育所・認定こども園・子ども総合支援センター代表
紙芝居ボランティア「拍子木」代表
泉南市絵本とおはなしの会代表
朗読ボランティア「根っこの会」代表
泉南市立図書館協議会代表
公募市民
総合政策部政策推進課代表
健康福祉部保健推進課代表
健康福祉部保育子育て支援課代表
教育部学務課代表
教育部文化振興課長（泉南市立図書館長）

別表2（第4条関係）

学識経験者
大阪府立図書館職員

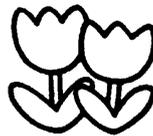
## 泉南市子ども読書活動推進計画検討委員会名簿

所属課・所属団体等	委員名
小学校司書教諭代表	田仲 彩子
中学校司書教諭代表	土江 美幸
泉南市PTA協議会代表	小林 彰子
幼稚園代表	藤本 香緒利
保育所・認定こども園・子ども総合支援センター代表	根来 恵理子
紙芝居ボランティア「拍子木」代表	本庄 美智子
泉南市絵本とおはなしの会代表	荒井 純子
朗読ボランティア「根っこの会」代表	若林 静代
泉南市立図書館協議会代表	南 佐和子
公募市民	渡邊 春美
総合政策部政策推進課代表	岡田 直樹
健康福祉部保健推進課代表	澤 希
健康福祉部保育子育て支援課代表	小路 英子
教育部学務課代表	北口 隆
教育部文化振興課長（泉南市立図書館長）	南 尚美



泉南市立図書館マスコット

“とこしよ”



泉南市マスコットキャラクター

「せんなんくまじろう 泉南熊寺郎」 “せんくま”

## 第2次泉南市子ども読書活動推進計画

“子どもの心と本を結ぶために”

発行 平成30年3月  
泉南市

編集 泉南市立図書館  
〒590-0525 大阪府泉南市馬場一丁目2番1号  
TEL (072) 482-7766